

2013年4月19日

理事各位

第91 理事会議事録

- ・開催日 2013年4月13日（土曜日）
- ・場 所 東京都目黒区目黒心身障害者センター（目黒あいアイ館）多目的会議室
- ・出席者 妻屋理事長、大濱副理事長、赤城専務理事、玉木理事、小島理事、
- ・スカイプ会議参加 小林理事（東北ブロック）、
- ・委任状提出者
佐々木理事、廣島理事（北海道ブロック）、路川理事（関東ブロック）、
山崎監事

◆ 議題

1. 公益社団法人への移行認定の再申請について

「認定申請に関するこれまでの経過報告」

全脊連は、昨年12月28日に第一回目の公益社団法人移行認定申請を行った。その後、今年1月25日に内閣府の公益等認定委員会事務局参与の相磯義明氏より、全脊連本部と申請代理人及び東京都支部を対象にヒアリングが行われた。

このことは、既に1月26日その報告の概略をまとめたものを「期日報告」の形で各理事あてにその内容を報告している。公益認定委員会から質問や書類提出等の指摘を受けた21項目について仕分けを行い、担当者ごとに回答をまとめ、追加の提出書類を作成し、申請代理人を通じて2月25日までに訂正・追加の書類を提出することにした。

3月25日開催の拡大理事会に於いて、申請代理人から「東京支部の平成24年度の事業計画書を除き作成すべき書類は全て整った」との報告が行われた。

翌日の3月26日になって、公益等認定委員会事務局参与の相磯義明氏より申請代理人の松本昌社会保険労務士に対して連絡が入り、「現在行っている申請を一旦取り下げて、6月の総会で改正した定款を通した後に、改めてもう一度公益社団法人の申請をしたほうが早いですよ」との助言を受けた。その結果、申請代理人の社会保険労務士と妻屋理事長が相談の上、公益等認定委員会事務局参与の相磯義明氏からの丁寧な助言でもあり、これを受け入れることにして直ちに全理事にその旨をメールで伝えた。

なお、公益等認定委員会事務局参与の相磯義明氏は、平成22年開催の拡大理事会に合わせて開催された「政策勉強会」に公益等認定委員会から講師として招請した経緯があり、この間全脊連の公益法人移行を側面から支援して頂きましたが、この3月末で公益等認定委員会事務局から退任されることになり、新しい担当者の中で「二回目の認定申請書の再提出を」という助言があったとも思われます。

従って、第12回全国総会富山県大会において、定款の改定の手続きを完了させた後の早い時

期に第二回目の「公益社団法人移行認定申請」を行うことにした。

「定款改定案の検討について」

平成24年12月28日に公益社団法人移行認定申請書に付随した書類について、公益等認定委員会事務局から指摘を受けたことに併せて、本年4月1日施行の改正された自立支援法の新しい法律に基づく名称変更のため、定款第3条「目的」と第4条の「事業」との関連性について、本理事会で整理を行い改めて6月開催の第12回全国総会富山県大会において、定款の改定を提案することにした。

なお、改正された自立支援法の新しい法律に基づく事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の名称変更は、平成24年12月21日に厚生労働省から発出された通達によるもので、このための「定款の改定案」については、既に厚生労働省社会援護局障害企画課と全脊連との間で合意が得られている。

「第3条「目的」と第4条の「事業」の関連性の整理

1、定款第3条「目的」の条文中の「脊髄損傷者及び重度の身体障害者」の表記から「重度の」を削除し、「脊髄損傷者及び身体障害者」と改める。改定することにより、重度の身体障害者から障害の程度（区分・介護度）によらない支援を行えるようにする。

2、第3条「目的」中の重度の身体障害者から身体障害者に変更すると「目的の主体」は、第4条の「事業」（1）は、脊髄損傷者並びに身体障害者に関する事業に変更する。

（1）の2号（ii）から6号（vi）までは、「障害者自立支援法に基づく」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく」へと法律の読み替え（自立支援法の改正に伴う措置）を行うが、事業内容は変更しない。

7号（vii）は、（1）にある重度を削除したことにより、対象者の拡大と障害者の施策の調査研究に付加して1号から6号までの各事業に関連した「相談員」の養成とスキルの向上のための研修会の開催と、障害者関連のセミナー開催事業を追加し、公益目的事業を具体化させるとともに、公益等認定委員会事務局から指摘された「公益目的事業の補足の資料を提出」との指摘を受けての改定案です。

7号（vii）を「障害者福祉に関する調査研究と研修会及びセミナーの開催事業」と改定する。

（3）の「外出の困難な障害者・・・」から「外出の困難な」を削除し、「障害者のスポーツの振興並びに余暇活動の支援事業」に改定する。改定の理由は、移動が困難な障害者に限定されるものから、範囲を拡大する。

（4）の「労災労働者…」を「労災事故の被災者・・・」と改訂する。理由は、公益法人認定法上の「公益目的事業23事業」の事故、災害の被災者・・・とする表記との調整を図るものです。

（4）の後に（5）を追加する。定款3条の「目的」前段の「障害者の権利を擁護し、自立と社会参加を支援するため・・・」の関連事業を（5）として追加し、（5）「障害者の自立と社会参加に関連した情報提供及び啓発事業」。（この中に、脊損ニュース、HP、支部の会報の会報誌等を含む）その理由は、障害者の地域生活向上を推進するために、脊損ニュースの発行及び

支部の会報誌・機関紙の発行をもって、円滑で豊かな地域生活の実現に資する事業とする。

- 3、第30条「報酬等」を第2項の「役員には、・・・」を第1項の常勤の役員等の報酬と区別し、非常勤の役員等に現在支給されている「自宅で会務を行うための費用の支弁」を第2項において費用の支弁の根拠として明記します。

さらに第3項を新設し、費用の支弁の上限を設けます。30条2項と3項は、「2項、非常勤役員には、・・・：3項 前項の非常勤の役員等の職務を行うために要する費用の支給額の上限は、第1項の常勤の役員の報酬の10/1以内とする。」を改定案とする。

理由は、鈴木研計理士・松本昌申請代理人（社会保険労務士）と公益等認定員会事務局の意見を参考に、改定案を作成した。その理由は、公益法人会計の原則である、経理の透明性と公開性に配慮したものとします。

この報酬等の改定に付随して、規定の「役員等の報酬規程」非常勤の役員の交通費等の費用の支弁の請求を、非常勤の役員に限定して、「自主的な請求権の辞退」の規定に改正し、提案する予定です。当会の財政状況と各ブロック総会への本部役員派遣要請との兼ね合いに配慮し、代表理事と財務担当理事の協議に、支給と支払の繰り延べ等が行えるような規定を提案する。

- 4、定款の附則の変更について、移行の認定時期と登記の時期並びに新法人の事業年度の開始の時期を、訂正25年3月31日及び平成25年4月1日のスケジュールを念頭に進めてきたものを、公益等認定委員会事務局のアドバイスを受け、公益法人移行認定申請を6月開催の通常総会で「定款の改定案の改定」を行った後に、「再度二回目の移行認定申請を行う」との提案を受け入れると、認定法に定める役員の任期の定め上、現役員の氏名をそのままにすることはできない。よって、6月開催の役員改正を反映したものに改定する。

附則の3項・4項は現行の「役員選出」により選任された名簿に変更する。

旧来の慣例に倣い「役員の改選案」による名簿登載の役員に差し替える。

附則の5項は、公益等認定員会事務局参与と玉木理事の調整により加筆されたもので、その趣旨は移行認定申請を行った法人が認定を受け、登記を行う時点で法人の議決機関の議決を行使する、社員の規定がないと、定款の改定の案の審査段階で「否認となります。」との指摘を受けて挿入したもので、今回の「第二回申請」の間で、「代議員選挙」が行われているので、定款の改定案の「改定」案の議案書には、社員の名簿も登載し社員総会の承認を求めます。

但し、公益等認定員会事務局の事前審査の意見として必要が無いと指摘された場合は、理事長に変更の権限を与える「付帯決議」をつける予定とした。

「内閣府の公益等認定員会宛の意見書用資料としての平成24年度事業計画」について

去る2月22日、厚生労働省の企画課の斎藤一志係長と玉木理事との間で、平成24年度の事業計画について調整を行った。

厚生省（主務官庁）から内閣府の公益等認定員会宛に意見書を書くときの「資料」の提出を求められ「青森県大会の議案書」の平成24年度事業計画を提示したが、社団法人の様式に基づく事業計画」と言われ、書式や言葉使いなどの添削をいただいたうえ、玉木理事が編集し直

しこの「平成24年事業計画」を作成した。尚、既にこの「平成24年事業計画」は、申請代理人の松本昌氏に送付済です。以下はその内容です。

(社) 全国脊髄損傷者連合会「平成24年度事業計画案」

1 第4条第1項関係

(1) 脊髄損傷に関する情報提供事業

(i) 「脊損ニュース」発行事業

脊髄損傷者並びに重度の身体障害者が地域で暮らすための情報及び障害のない人との相互理解のための機関紙を発行する。

(ii) 「ホームページ」製作管理事業

車いすを使用している障害者の社会参加と医療の充実を図ることを目的にホームページ上で、広く情報を発信するとともに、メールと電話での相談を受け付け、地域移行の情報を提供するとともに、担当者が相談支援事業を実施する。

(2) 脊髄損傷者の社会参加推進支援事業

(i) ピアサポート事業

事故や疾病により、重い障害を負うこととなった脊髄損傷者並びに重度の身体障害者の一日も早い社会復帰を図るため、連合会は同じ障害を持つ仲間として、これまで仲間が蓄積してきた、経験をもとに早期の社会復帰を患者さんに寄り添う気持ちで、相談及び情報提供の事業を行う。

(ii) 政策提言活動

ア 省庁交渉

都道府県の会員と家族及び重度の障害を持って地域で暮らす障害者のために必要な医療・介護・年金などの福祉制度の改善、移動のバリアフリー化、福祉サービスが障害当事者のニーズを反映し、重度の障害があっても「地域で暮らしたい。」と願う障害者に寄り添って、介護の確保及び環境整備の改善を進める活動を行う。

また、違う障害を持つ人々と共働して、障害者を取り巻く困難な問題を解決するため、日本障害者フォーラム(JDF)、全国社会福祉協議会(全社協)障害者福祉部会等の団体に参画し、広い視野での「障害者の抱える困難な問題の解決」調査及び合意形成を図り、グローバルな問題の解決に当たる。

イ 体育振興事業

障害のある人のパラリンピック等の国際大会を目指す障害者のスポーツ競技の支援、地域で暮らす重度の障害者と障害を持たない地域住民との相互交流を図るためのゲートボール大会、車いすバスケット大会、ツインバスケット大会、グラウンドゴルフ大会等の支援を通じた、移動困難者の社会参加の促進を図る事業を応援する。

(3) 福祉関係調査研究事業

(i) ガイドブック作成事業（継続事業）

昨年度に引き続き脊髄損傷者及び重度の障害者の早期の社会復帰を促進するため、ガイドブックの第三冊目として、「Together 3」褥瘡編を尾道市公立みつき総合病院の医学博士茂木定之先生の下稿をもとにガイドブックを制作発行する。なお、この冊子はピアサポート事業で使用される。

(ii) 東北被災地入浴支援事業

共同募金の配分を受け、被災地で入浴困難者の入浴を支援することを目的に、「ひかみの湯」の入浴支援事業を行います。事業費の助成金は連合会から共同募金会に申請し、全額を被災者の入浴支援事業に繰り入れる。

(4) 脊髄損傷に係る国際組織との情報交換と交流を図る事業

以上

2、第12回総会富山県大会開催準備に関する件

(1) 議案書の作成とスケジュール

今大会は、社団法人としての最後の通常総会となり、定款を改訂した後に直ちに2回目の申請を行う。

議案書及び定款改定案は、富山大会の1か月前までに各支部へ届けられるように準備する。

(2) 本部役員の改選期にあたり

既にご案内のように、千葉専務理事が重病により入院加療中であり本人より理事辞任の意向が届けられている、また、織田理事と澤藤理事においても現在入院中と報告されていることなどから、新たに理事を選任することが重要となり、東京支部1名、千葉県支部から石井支部長を含め3名を中部支部の岡崎章支部長を本理事会で推薦し役員就任依頼を行うことにした。

3、差別禁止法の制定に関する報告

今後の動きは次ようになる予定。

4/18 自民党障害者特別委員会・厚生労働部会合同会議で了承

4/19 公明党 内閣部会等の合同会議で了承（の見通し）

4/23 与党政策責任者会議の予定

4/26 閣議決定の予定

また、次のようなことが盛り込まれている。

- ・合理的配慮は、行政機関等は義務、事業者は努力義務
- ・合理的配慮は、「必要かつ合理的な配慮」と表現（定義等はなし）
- ・政府は「基本方針」を定める。（このため内閣府設置法を一部改正する）
- ・基本方針案作成にあたって、内閣総理大臣はあらかじめ障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。（このため障害者基本法第三十二条を改正）
- ・主務大臣は基本方針に即して、事業者のための「対応指針」を定める。
- ・「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができる。（地方公共団体が庶務を行う）

- ・平成28年4月1日施行
- ・施行後三年の検討・見直し

尚この内容は、脊損ニュースに掲載する他、原案を各メールで送信することになっている。

4、寄付者に対する領収書発行について

昨年度から脊損ニュース紙上で、募金をお願いしているが、今後は寄付者に感謝をこめて領収書を作り送付することにした。

また、現在脊損ニュース1ページに掲載している寄付金のお願いは、6月号から1段くらいに収めるようにする。

5、衛藤晟一顧問の選挙応援に関する件

各支部に選挙活動のポスターとパンフを送るようにする。また、橋本聖子議員のものも送るようにする。

6、会費免除申請に関する件

3月30日付で熊本県支部の福島支部長から無年金者に対する会費免除申請があり、検討の結果これを承認することにした。申請者 池上 輝 会員番号 43-088

7、その他の案件

- ①佐賀県支部が3月31日付で連合会を脱会する決定した旨の書類が本部に提出されたのでこれを了承した。
- ②高知県支部は、長崎さんが1名のみになったが、本部扱いではなく支部で頑張るということである。
- ③愛媛県支部支部長は、井谷重人さんとの報告があった。
- ④関東ブロック長は群馬県支部の飯塚智宏さんになることが報告された。

以上

人事の候補者を千葉県支部、中部の岡崎さん東京などに頼む予定